



令和 8 年 9 月 16 日
航空局安全部無人航空機安全課

認定事業者によるドローンの運航管理サービスを開始 ～安全かつ効率的な運航管理、運航者の負担軽減を推進します～

国土交通省は、9月16日、航空局が定める要件を満たすドローンの運航管理サービスプロバイダ（認定 USP）に対し、初めて ID を付与しました。

認定 USP が提供する運航管理サービスを利用することで、ドローンの安全かつ効率的な運航管理の実施や、運航者が行う手続きの負担軽減が期待されます。

- ドローンは、物資輸送やインフラ点検等の多くの分野で人手不足や少子高齢化といった社会課題の解決や新たな付加価値の創造を実現する産業ツールとして、その活用が期待されております。今後ドローンの運航頻度の更なる増加が見込まれていることから、同一空域におけるドローン同士、又はドローンと有人機の接近や衝突を防止するため、ドローンの運航を適切に管理するための枠組みの整備が必要となります。
- そのため、国土交通省では、ドローンの運航管理（UTM: UAS Traffic Management）の段階的導入を進めています。UTM 制度の初期段階における取組として、航空局が定める要件を満たすドローンの運航管理サービスプロバイダ（認定 USP）のシステムを用いた飛行計画の調整支援等を実現することとしており、令和 8 年 3 月 31 日に認定 USP が満たすべき基準を定めた「無人航空機の運航管理（UTM）サービスプロバイダ（USP）への ID 付与に係る審査要領」を策定したところです。
- 本日（9月16日）、当該基準への適合が確認されたことから、以下の認定 USP に対し、初めて ID を付与しました。
 - 株式会社 N T T データ
 - K D D I スマートドローン株式会社（名称：五十音順）

<問合せ先>

航空局 無人航空機安全課 高木、伊藤（葉）

TEL : 03-5253-8111（内線 48693、48274）、03-5253-8615（直通）

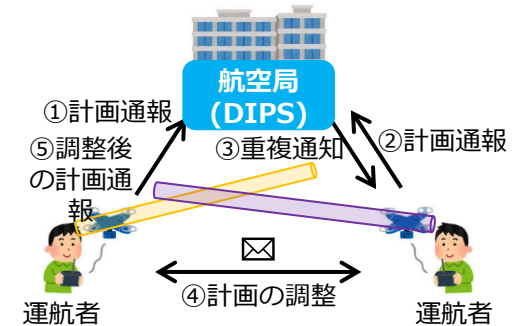
参考：運航管理システムの段階的導入（Step 1～3）

Step 1

【現状の運航管理】

＜飛行計画の調整＞

- DIPSの機能(複数の運航者より重複した飛行計画が通報されたときに、重複を表示、運航者間の調整を促す機能)により、**飛行計画が重複した場合に運航者へ通知**
- **運航者間の調整をメール等で実施**しているため運航者の手間が発生



Step 2

【UTMサービスプロバイダ制度】

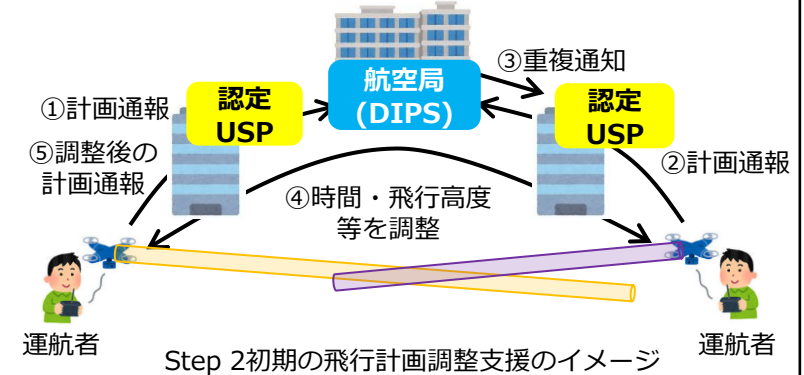
＜初期＞ R7年度に審査要領を制定

- 一定の基準を満たすUTMサービスプロバイダ(認定USP)が提供するシステムを用いて**飛行計画の調整支援等**を実施(右図)

＜中後期＞

- 飛行計画の支援業務(※)に加え、**Step 3の実現に向けて、ドローンの運航に係る動態把握・認定USP間での共有・経路逸脱時のアラート等を実施**

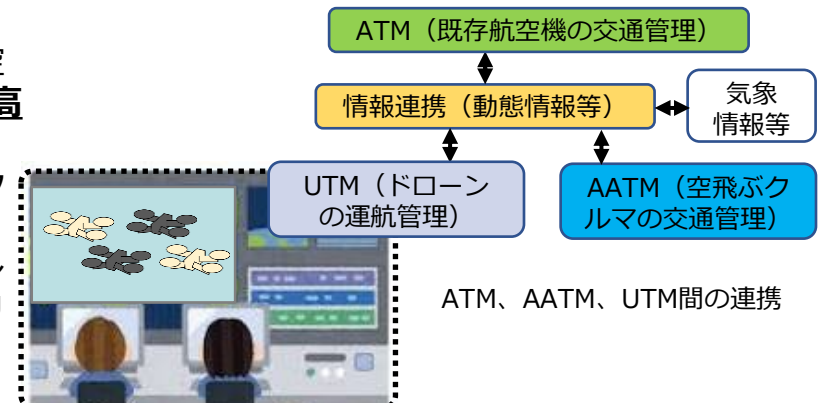
(※：DIPSへの過剰な負荷を防ぐため、DIPSとは別のシステムを用いて飛行計画の管理を行うことも想定)



Step 3

【空域指定】

- 多種の機体が混在する**飛行場所の空域を指定**し、当該空域に対して**飛行前から飛行後まで一貫した交通管理(低高度空域管理)を行う環境を構築**
- 飛行前は飛行計画の競合調整によって事前に衝突リスクを低減
- 飛行中は飛行計画通りに飛行していることのモニタリング及び他の無人機・有人機等の検知と回避により衝突リスクを低減



令和8年3月31日付けにて制定し、下記内容を規定。

- USPがドローン情報基盤システム（DIPS）に接続するためのIDの付与を受けるための手順
- 当該IDの付与を受ける者が満たすべき基準等

